

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和元年度第3四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	UNEP国際環境技術センターエレベーター整備業務委託	機械設備等保守点検	日本オーチス・エレベータ(株)	10,890,000	令和元年10月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	大阪市立斎場予約受付システムOS更新等業務委託	情報処理	都築電気(株)	2,310,000	令和元年10月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
3	令和元年度 水素エネルギー社会の構築に向けた新規プロジェクト創出事業調査業務委託	その他調査	デロイトトーマツコンサルティング合同会社	4,990,121	令和元年11月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
4	環境局管理用地(西淀工場関連用地)測量登記業務委託(概算契約)	その他	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	3,072,781	令和元年12月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
5	令和元年度大阪市保管高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物(安定器及び汚染物等)処分業務委託	廃棄物処理	中間貯蔵・環境安全事業(株)	273,753,788	令和元年12月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
6	令和元年度 市設建築物のZEB化導入に向けた調査業務委託	その他調査	(株)安井建築設計事務所	3,949,000	令和元年12月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

UNEP 国際環境技術センターエレベーター整備業務委託

## 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、UNEP 国際環境技術センターに設置されているエレベーターについて経年劣化していることから整備業務を行うものである。

UNEP 国際環境技術センターに設置されているエレベーターは日本オーチス・エレベータ株式会社が設計・製造及び設置を行ったもので、エレベーターの安全性と利便性向上のため制御盤や地震感知装置、かご内操作盤ほかの取替を行うと共に機械室内の巻上機架台や乗場三方枠などは既存の設備を活用しながら行うことから、当該エレベーターの構造を熟知している必要がある。

また、制御関係は製造者のみが熟知しており、他社では整備技術面の対応が不可能であり、整備後の性能、作動状態に対しても一貫して責任を持たせることができるのは製造者である日本オーチス・エレベータ株式会社のみである。

上記の理由により、日本オーチス・エレベータ株式会社と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立斎場予約受付システムOS更新作業委託

2 契約の相手方

都築電気株式会社

3 随意契約理由

大阪市立斎場予約受付システムは、都築電気株式会社が独自の仕様により設計開発したパッケージ製品であり、同社の手により本市仕様にカスタマイズしている。

上記のことから、システム構成の変更やOSの更新時に、システムに不具合が発生した場合、所要の対応を行う必要があるため、他社ではパッチを当てることができない。

また、一貫した責任保障ができるのは都築電気株式会社以外にない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記の者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園）

電話番号 06-6630-3137

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和元年度 水素エネルギー社会の構築に向けた新規プロジェクト創出事業調査業務委託

### 2 契約の相手方

デロイトトーマツコンサルティング合同会社

### 3 随意契約理由

本事業は、「H2Osaka ビジョン」(平成 28 年 3 月策定)のファーストステップ(2020 年度まで)で目指している水素の需要拡大に向けた地域での水素エネルギーの利活用プロジェクトの創出を実現するため、本市の持つ地域性や強みを活かしたプロジェクトの構築を検討するものである。

平成 30 年度、公募型プロポーザル方式にて企画提案を募集し、上記業者を選定のうえ契約を行い、企業の技術シーズやニーズ等の情報を調査し、抽出された課題毎に、克服のための要件や実証等の方向性、参加可能な企業等を整理し、個別課題を解決する短期プロジェクト 5 件に、夢洲での水素活用を加えたプロジェクト 1 件の合計 6 件のプロジェクト案をとりまとめた。

令和元年度は、整理した短期プロジェクト案(課題及び主要プレーヤー)に対して、関係企業や省庁との協議を継続し、様々な要素技術を持つ事業者幅広く参画を求める等、国の補助事業等を確実に獲得できるレベルまでプロジェクトを具体化・精緻化するとともに、これらのプロジェクトの成果が展開されるフィールドとして夢洲での水素利活用の実現に向けた協議等の取組みを支援する。

これまでの実績は、プロジェクトの企画立案や個別企業とのヒアリング等による企業間ネットワークなど、上記業者が独自に構築してきたものであり、それに基づき令和元年度の検討業務を計画している。よって、上記業者以外の者に履行させると事業の進め方や検討の方向性の保持において担保がとれず、事業目的の達成が困難となりかねない。以上より、上記業者と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課エネルギー政策グループ  
(電話番号 06-6630-3483)

## 随意契約理由書

1 業務名称  
環境局管理用地（西淀工場関連用地）測量登記業務委託（概算契約）

2 契約の相手方  
公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
理事長 横山 幸一郎

### 3 随意契約理由

西淀川区大和田にある環境局所管地（財産名称：西淀工場・西北環境事業センター）については、隣地や用地内にある他市の土地との境界が未確定な部分があること、過去に国から譲渡されていた所有権の変更がなされていない土地があることなどから、焼却工場と環境事業センターの管理区分が実態と齟齬が生じているなど管理が不十分な状況にある。そのため、隣地との境界確定や更正登記を早期に行い実態に即した登記や分合筆を行う必要があるが、境界確定や更正登記等には公簿等の調査、立会、測量、協議、境界標の設置など多岐にわたる専門知識を必要とするものである。

このような専門職としての国家資格者として認められているのが土地家屋調査士（以下「調査士」という。）であり、単に土地を測量して不動産登記簿に反映するだけでなく、その土地について権利の客体として適格かどうかを、民法、不動産登記法等に照らし、法律的に判断する能力等も必要となってくる。嘱託登記業務では、専門知識を有する者が土地の境界や沿革等を綿密に調査した上でないと正確な業務量の把握すら困難であり、種々の資料調査、現地調査、官民境界等の立会、測量を行い、初めて具体的に処理すべき作業の内容や数量が定まる特殊な業務である。また、業務が予定された登記申請まで至らず、業務が途中で終了することも十分有り得るため、業務の性質上、請負業務ではなく、委任業務相当と考えられるものである。本業務は、法律行為に基づく、高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには、経済性だけではなく、受託者の経験、業務履行実績、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要がある。

わが国では、官公署が所管する不動産について嘱託登記が必要な案件が多くあるにも関わらず、過去に作成された地図等の図書に不備が多く、適正・迅速な登記処理が困難な状況にあり、また1件の処理にかかる業務量が膨大であるため、個々の調査士では対応が困難な実情であった。

そのため、昭和60年に土地家屋調査士法の改正により、官公署による不動産の適正かつ迅速な登記に寄与することを目的として公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立されることとなった。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、その専門的な能力を結合して官公庁等による公共の利益になる事業の不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な遂行に寄与する目的で設立され、測量・表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有している。また、当該法人は、大阪府下全域の調査士が加入する組織であり、多くの官公庁等の不動産表示に関する登記に必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続き等の業務を受託し、確実に履行した実績を有している。尚且つ、本業務に対する適性かつ迅速な対応ができる体制を整えており、本業務の執行に関する経験、技術力、及び組織力を十分に有している唯一の公益法人組織である。

以上の理由により、同法人と随意契約を行うものである。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署  
環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6630-3364）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和元年度大阪市保管高濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物 (安定器及び汚染物等) 処分業務委託

### 2 契約の相手方

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

### 3 随意契約理由

本市は、過去にポリ塩化ビフェニル (以下、「PCB」という。) 使用蛍光灯安定器等 (水銀灯安定器及び感圧複写紙を含む。以下同じ。) を使用していたが、使用後の蛍光灯安定器等については、処理施設が整備されていなかったことから、高濃度 PCB 廃棄物 (安定器及び汚染物等) として保管せざるを得ない状況であった。

しかしながら、平成 26 年 6 月に国の PCB 廃棄物処理基本計画が変更され、同基本計画に基づき、近畿エリアの高濃度 PCB 廃棄物 (安定器及び汚染物等) は、高濃度 PCB 廃棄物の拠点的広域処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (以下「JESCO」という。) 北九州 PCB 処理事業所で処理することとされ、平成 27 年 7 月から処理が始まっている。

本市保管の高濃度 PCB 廃棄物 (安定器及び汚染物等) を処理できる施設は、JESCO 北九州 PCB 処理事業所のみであることから、同事業場を保有している JESCO と特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制担当

(電話番号：06-6630-3284)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和元年度市設建築物のZEB化導入に向けた調査業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社安井建築設計事務所

### 3 随意契約理由

市設建築物への ZEB の導入検討には、建替時等に高効率空調機器の採用や、建物の断熱性能の向上を図ることが不可欠となるが、いずれにおいても本市では実績が乏しくエネルギー消費量等の削減効果やコストの把握が急務となっている。

また、国は「設計ガイドライン」等により ZEB 化の技術をまとめているが、市設建築物への ZEB 化には費用・都市特有の環境等といった制約があり、全ての ZEB 化技術が導入可能なわけではない。

上記の状況を踏まえ、今回の調査業務では、市設建築物において、ZEB プランナーの技術提案力を生かし、国内の先進事例などの情報や導入可能な技術をもって、建築的及び設備的省エネルギー手法を融合的に検討することで建設コストの上昇を抑えつつ、エネルギー消費量の抑制を図るという本市の実情に合った ZEB 化に向けたプランをまとめることを目的とする。

上記の目的を達成するため、建築物の ZEB 化に関する高度な知識や広範なネットワークを活用して、本市の実情に合った ZEB 化に向けたプランをまとめる取組を主体的に提案する企画提案力が必要である。

これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用することとする。

大阪市ホームページ上にて企画提案を募集、11月28日に外部の有識者による「市設建築物のZEB化導入に向けた調査業務委託公募型プロポーザル選定会議」を開催し、申請のあった3団体について審査を行い、その結果を受けて、上記団体が優れた提案者であるとして選定した。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課エネルギー政策グループ  
(電話番号 06-6630-3442)